

特定非営利活動法人 日本レーザー医学会 定款

新旧対照表

第8章 公告の方法

第50条

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う、ただし掲示できない場合は、官報に掲載して行う。なお、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ (<a href="http://www.jslsm.or.jp/">http://www.jslsm.or.jp/</a>) に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>